

受変電設備を設置する事業者の皆様へ

受変電設備については、(一社)日本配電制御システム工業会が、産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」の適用を受けるための証明書発行団体になっています。当該設備を設置する場合は、弊会会員にご用命下さい。

◆対象設備

- ・最新モデルであること。具体的には、最も新しい変圧器（変圧器以外の場合は事前にご相談ください。）を組み込みエネルギー効率が年平均1%以上向上する受変電設備等を対象とします。
- ・事業の用に直接供される減価償却資産であること。
（本社機能しかない建物、福利厚生施設等は対象外です。）
- ・受変電設備を設置される方は、新たに取得する設備の金額を特定し、取得価格を減価償却資産に計上することが必要です。

（参考事項）

- ・事業の用に供される設備で貸付の用に供した場合は除かれますが、最終的には税務署等の判断となります。
- ・リニューアル設備も要件を満たした設備の場合、税制優遇の対象になります。

◆税制優遇の内容

| 制度の適用期間 | 優遇措置の内容 |
|----------------------|--|
| 平成26年1月20日から平成27年度まで | 下記、①②のいずれかを選択 ①即時償却 ②税額控除5%（建物及び構築物は3%） |
| 平成28年度 | 下記、①②のいずれかを選択 ①50%特別償却（建物及び構築物は25%） ②税額控除は4%（建物及び構築物は2%） |

※中小企業者等は、税額控除で上乗せ措置があります。

◆最低取得価格

- 【電気業用設備（太陽光発電設備等の系統連系設備）】 単品 160万円
【建物附属設備（受変電設備）】 120万円（単品で60万円以上かつ合計で120万円以上です。）

◆証明書の申請時期

設備納入後の申請も受け付けますが、証明書の発行が必要なお客様は、早めに受配電設備メーカーにお申し出ください。



詳細はホームページでご確認ください。

URL:<http://www.jsia.or.jp/>

一般社団法人日本配電制御システム工業会

TEL : 03-3436-5510 (H26.4.24)